

JTB・OB会関東支部吹き矢同好会会則

1. 名 称 名称は、JTB・OB会関東支部吹き矢同好会とする。
2. 目 的 会員の親睦並びに健康維持・増進を図ることを目的とする。
3. 運 営 (1)若干名の世話人を置き、世話人は計画策定・催行等を行う。
(2)世話人の選出は、会員の推薦による。
(3)代表世話人は、世話人のなかから互選により選出する。
それぞれ任期は2年とし再任は妨げない。
4. 入 会 (1)入会申し込みは直接世話人宛てとする。
(2)入会金は 2,000 円とする。
5. 参加費 会場使用料・消耗品・事務経費等の見合いとしてその都度1,000円を支払う。
6. 開 催 原則として、第 1 木曜日・第 3 金曜日の 13:00～17:00 の月 2 回とする。
但し都合により変更することもある。
7. 用 具 必需品の筒・矢及びその付随品は個人負担とし、的・的台などは会で必要の都度準備するものとする又、管理は会員相互で行うものとする。
8. 指 導 資格審査会実施など必要に応じ、外部講師を招き指導を受ける。
9. 会 計 (1)会計担当の世話人 2 名を置き、会計世話人が責任を持って会の会計を管理する。
(2)決算報告は毎年 4 月末日までに行う。
(3)会計年度は 4 月から翌年 3 月末日とする。
10. 総 会 (1)原則として年 1 回開催する。
(2)会の運営に必要な会則と、その改正は会員の過半数以上の賛成によるものとする。
11. その他 (1)連絡網を別途作成し、会員相互の連絡は速やかに正確に行う。
(2)会の行事に無連絡不参加が一年を超えた場合は本人の承諾を得て退会とする。
(3)合宿研修会を年一回を目途に実施し参加費は個人負担とする。
(4)本会則は 2012 年 4 月 1 日より施行する。

2015 年 5 月改訂

2016 年 5 月改訂

2024 年 5 月改訂